

厚生労働省への届出に関する事項

当施設は、次の施設基準に適合している旨の届出を九州厚生局に行っています。

■基本診療料

- ・有床診療所入院基本料 1
- ・短期滞在手術等基本料 1
- ・医療情報取得加算
- ・明細書発行体制等加算
- ・時間外対応加算 1

■特掲診療料

- ・コンタクトレンズ検査料
- ・ロービジョン検査判断料
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・一般名処方加算
- ・全視野精密網膜電図
- ・羊膜移植術
- ・緑内障手術（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- ・緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））
- ・緑内障手術（流出路再建術（眼内法））
- ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6 に掲げる手術
 - 区分 1. イ 黄斑下手術等
 - 区分 2. ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等
 - 区分 3. ア 上顎骨形成術等
- ・酸素の購入価格に関する届出

■食事療養

- ・入院時食事療養（Ⅰ）

■保険外負担に関するもの

- ・ 1 人部屋 3,300 円 計 2 室
- ・ 2 人部屋 1,100 円 計 1 室